

令和 6 年度 第 2 回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議録

日 時	令和 6 年 7 月 18 日（木） 午後 3 時 30 分～ 5 時
会 場	長野市ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出 席 者	委 員/〈会場〉 山岸委員、南澤委員、手塚委員、岩下委員、寺田委員、長戸委員、山内委員、小山委員、中村委員、青木委員、黒岩委員、戸谷委員、宮本委員 〈ズーム〉 釜田委員、風間委員、山田委員 （所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局/ 臼井保健福祉部長、北原高齢者活躍支援課長、原地域包括ケア推進課長、齋藤介護保険課長、竹内保健所健康課長補佐、西山国保・高齢者医療課長 ほか 傍聴者/ 3 名

（議事録）

事務局	1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について 資料に基づき、事務局より説明 ・同日開催社会福祉審議会での諮問書（写）の説明 ・資料 1 について 説明
山岸会長	ただ今の事務局の説明について、委員より質問・意見はあるか。
釜田委員	この補聴器購入への補助に関しては、長野市医師会から医療費保健行政懇談会に令和 4 年、5 年と議題として提出した。これに関しては、まず担当の理事の宮下先生から信州大学に話をし、長野県全体の意見を聞き、非常に補助をいただきありがたい。色々と実態もあるが、補助額としてはできれば

	30,000 円をお願いしたい。補聴器の額というのはピンキリであり、40、50 万円というものもある。高齢者がしっかり付けてくれるかどうかは中々わからない。これにより高齢者の認知症の予防にはなると考える。それだけではなく認知症の高齢者を看ている若い世代の負担軽減にも繋がるため、この件に関しては宜しくをお願いしたい。
手塚委員	私は、この補助に是非取組んでほしいという立場で話をさせてもらう。 市議会で私の所属する会派が、7 月 4 日、正に「加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について」厚生労働省に要望に行った。この資料には、各自治体等の取組みが参考として載っているが、やはり様々な状況がある中、高齢者の生活の質を落とさないこと、高齢者がいつまでも社会参加を続けられる活躍の場を確保していくこと、それが健康寿命にも繋がっていくということで、厚生労働省、国に是非全国一律の基準等を設けるとともに、補聴器購入に対する公的補助制度の創設について要望してきた。厚生労働省の返答としては、簡単にいうと「今の段階では正直難しい」ということであった。というのも、厚生労働省は、最初の話のとおり「認知症との関連性や因果関係がはっきりしてくると支援ができるのだが…」ということであった。今、様々な研究等がなされている中で担当者からは「まだその辺りの支援に関する根拠が持てない」という返答であった。国への要望はその様な状況であるが、私達の生活の中で高齢者がいつまでも活躍できるよう、最初の入口として市で取組みを始めてもらいながら、継続的に国には要望をしていきたい。是非、この取組みの中で高齢者の活躍支援をしてもらうようお願いしたい。先ほど医師会の釜田先生からもあったが、高額なものも多い。厚生労働省を通じメーカー側に、もう少し値段を抑えたものが開発できるようにとも要望してきたが、まだまだ高額なものもあるので、私としては、先ほど示された自治体の中には 30,000 円という補助額があったので、できればその額で取組んでほしい。
山岸会長	現状、補聴器に関する補助が必要であるという意見が多いが、他にはいかがか。
長戸委員	少し伺いたいですが、今回、高齢者の分科会ということだからであると思うが、全部の他市町村の助成対象者が 65 歳以上ということである。「加齢性難聴者は 65 歳以上から」ということについては、いろいろなところで審議されているが、認知症との根拠が薄いということがやはり問題となっているのではないかと思う。今回の資料シート 1 によると、45～65 歳には、認知症の危険因

事務局	子として「難聴」がしっかり挙がっているが、66 歳以上には危険因子として「難聴」が入っていない。65 歳以上を対象とする制度であるのに「難聴」が危険因子に入っていないというところが根拠として弱くなってしまうのではないか。例えば、介護保険の対象となる 40 歳以上が対象となるように年齢をもう少し下げることについて、この会で検討できるのか。加齢性難聴者は 65 歳以上であるという制度なのか、そこを確認させてほしいがどうか。
事務局	当初、どこの自治体も難聴は認知症の危険因子として想定していたと思う。ただ、資料シート 1 の一番下の※印にもあるように、どこの自治体も「科学的根拠がない」ということで悩んでいたようである。各市の事業目的等を調べたところ、認知症をメインとしている自治体は非常に少ない状況である。私どもも、もしこれを事業化するのであれば、本来は 46～63 歳のそのような危険因子を持つ人に、補聴器で矯正し認知症予防を実施すべきであるが、既に難聴になっている高齢者に補助制度を創設し事業として行うなら、我々としては、生きがいとしての外出支援、社会参加の支援という目的で事業化するようになるのではないかと考える。そのため、認知症とは若干切離して考えることにはなると思う。それから、年齢層であるが老人福祉専門分科会で諮るとおり、基本的には老人福祉法の 65 歳、または概ね 60 歳からと考えている。私どもの事業として年齢層を下げるのは、非常に難しい。
長戸委員	了解した。
山岸会長	ほかにあるか。ないようであればこの件について段階的に委員の考えを集約していきたい。まず、加齢性難聴者の補聴器購入への補助金について、必要かそうでないかを聞きたい。今までの意見から、この委員会では必要だと考えるという方向性で良いか。それとも、「必要ではない」と意見があれば教えてほしいが良いか。（意見なし） よろしければ「必要である」という方向性でこれを進めていく。議題を進めるにあたり、委員の意見としていくつか条件が出てきた。初めに補助の上限額を 30,000 円にして欲しいという意見、それから、長戸委員からは年齢についての質問があった。釜田先生から意見があったが、補聴器の額はピンキリということで他の自治体の上限額を比較し最高額が 30,000 円ではないかと思受けられるが、上限額を 25,000 円～30,000 円と考えて進めていく方針でよろしいか。（意見なし） それでは、予算等の検討が必要でもあるが、現状のところは 30,000 円ということをお願いしたい。補助の対象者年齢については、加齢性難聴者の補聴

	器の購入補助について事務局から意見があったが、若年層にも広げるというのはなかなか難しい状況である。一つの案としては 65 歳以上、他の自治体でも 65 歳以上が多く見受けられるため、本市で初めて導入するにあたり 65 歳以上で良いのではないかと考えているが、これについてはどのように考えるか。いかがか。(意見なし) それでは、年齢については 65 歳以上に限定する方向でまとめていきたいと考える。それから、他の条件として資料シート 6 では、補助の対象として聴覚のレベルがあり、資料シート 2 で高度難聴者、重度難聴者は身体障害者手帳の取得により補助があるということで、この該当者は今回の補聴器の購入補助の対象以外とすると決めるということによいか。身体障害者手帳の取得者にも対象とすべきかという意見はあるか。いかがか。(意見なし) 意見がないようであれば、聴覚の身体障害者手帳の取得者は対象外という事で次回に向けまとめていただく方向性にしたいと思う。 高度難聴者、重度難聴者については、対象外とすることとしたが、今補助が行われていない自己負担となっている軽度・中度難聴者については、もしご意見があれば伺いたいと考えるが、資料シート 7 には、40 dB という数字が練馬区・前橋市にあるが、40 dB というのは重度、軽度の両方にかかるのか。わからないため事務局から補足あれば説明してください。
事務局	難聴レベルの聴力レベルの相違については国や市が違えば変わってくる非常に曖昧な区分になっている。例えば、今資料では正常なレベルを 30 dB としているが、25 dB 以上としている市もある。私どもが選んだこの基準については、長野県のリハビリセンターが出すレベルをそのまま適応させた。40 dB というのは、先程伝えた通り市町村や医師会によって様々であるが、そこに自らの基準を設定している。我々は、長野県の基準を適用させている。
山岸会長	軽度・中度難聴者についての dB 値は、自治体によって異なるのか。
事務局	その通り、自治体により基準が異なっているのが現状である。
山岸会長	軽度・中度難聴者を両方補助対象とするのか。あるいは、中程度以上とするのか。分かれるところだと思うがその辺り何か意見はあるか。
手塚委員	どこの程度ということで、先程説明のあった資料シート 7 の他自治体の参考で、まだあまりデータは多くないかもしれないが、およそのパーセンテージが示された。ただ、どのぐらいの対象者数で、どのぐらい使われるか未知

	であり、他自治体の中でも 20,000 円から 30,000 円の金額は大きい方だと思うので、対象者数がどの位かを把握しながら徐々に拡大できるのであれば拡大してほしい。しかし、今回入口としては、どの位長野市に実数があるのかを確認をしながら進めて行くのが 1 番良いのではないかと考える。
山岸会長	この辺りについて、次回の分科会で市の予算付けの検討もあるため、まずは、中程度難聴者の使用がどのくらい見込まれるのか、拡大ができるのであれば軽程度も含めて次回に向け意見を集約していきたいと考えるが良いか。 (意見なし) それともう 1 つ気になることがあるが、申請にあたり医師の証明等の提出を求めている。確かに自己申告では状態がきちんと把握できないため大切だと思うが、その件について、委員方で医師の申告はなくても良いという意見、また、違う考え方の意見があるか。
長戸委員	今の医師の証明が、どのレベルで書いてもらうといくら位掛かるのか教えてほしい。逆に、医師からの診断書が 5,000 円程度掛かり、受診が必要であるとすれば結構な金額が掛かるため、せつかく 30,000 円を貰うのに 5,000～6,000 円掛かる診断書を取ることになる。申請する人がいるのかと心配になった。医師の証明書はどのくらい掛かるのか。聴力レベルを調べるためどの位の検査が必要なのか。その辺りが少し分かれると審議しやすいと思った。
事務局	参考だが、まず、意見書等の様式は、行政（市町村）側で作成し、その用紙を使ってもらうのが一般的ということである。審査料は、行政と医師会の協議により決めていくということで、例えば練馬区では、1,100 円に設定していると聞いた。この事業を実施するうえで、そのような費用が掛かるのであれば、交渉、協議し見出していきたいと考える。
山岸会長	委員の中で医師もいるが釜田委員いかがか
釜田委員	結局こういう診断書というのは、保険診療か自由診療かでも違いがある。実際、健康診断を受け健康体であるとなれば一般的には 2,000～3,000 円の診断書となるが、この事業は様々な行政で実施しているので、事務局で各自治体の診断書を調べ、この位というある程度の金額を出してもらうことで、医師会の先生方もその方向で多分行くと思う。様々な症例を集め医師会に報告してもらえば検討します。

山岸会長	長戸委員の意見のように、私達では診断書を書いてもらおうと高額になると心配していたので少し安心した。 あともう 1 つ資料にあるとおり、受給者を市民税の課税非課税世帯に限定しているという自治体があるが、この点についてはいかがか。よろしいか。 経済的弱者に対し補助する。少し限定になるがよろしいか。（意見なし） それでは、そのような方向の方針内容で事務局は、次回の分科会の審議に向け用意してほしいと考える。資料にある他自治体との状況を踏まえ、補助について進めてゆく。補助対象者の条件については、今いくつかの方向性を定めたような項目であると考えている。事務局で何か方針を作るにあたり何かあるか。
事務局	委員の皆様の意見で大体の目安、方針が固められるかと思う。もし意見がもらえるようであれば 1 点だけ、補助率についてだが中核市は 10/10 を補助し上限額となっているが、県内市は 1/2 又は 1/3 となっている。ただし、補聴器自体が非常に高額でピンキリではある。20 万、30 万円するものもある。もし意見があれば、そちらについても聞かせてほしい。
山岸会長	補助率については、高いものを購入すれば 2/3 でも条件 30,000 円に至ってしまう、ただ、補聴器の価格が下がれば 2/3 だと全額出ないということもありえる。そこを 10/10 としておけば、上限 30,000 円以上ならば全額出ると考えられる。その辺り、長野県外だと 10/10 が多く、県内だと 2/3 位が多いという状況であるがいかがか。
事務局	わかりました。予算の関係も当然あるが、全体の中核市や県内市の状況については、10/10 が非常に多い。長野市も中核市なので、なるべく中核市ベースで県内市の状況を見ながら検討していきたいと考えている。
山岸会長	次回の分科会で今実際に販売されている補聴器の価格帯も見せてもらおうと 10/10 が良いのではないかなとなるかもしれないので、様々な種類があるようだが、もし可能ならどのような価格帯のものがどれ位あるのか教えてほしい。ほかに意見はあるか。
戸谷委員	回数について、1 人 1 回限りと記載がある市が多いが、これは年に 1 回ということではなく一生に 1 回ということか。
事務局	その通りである。各中核市においては一生に 1 回というか 1 回限りという

	ところが多い。
山岸会長	戸谷委員は、その辺り 2 回が良いといったような意見はありますか
戸谷委員	1 回で良いと考える。
山岸会長	戸谷委員だけでなくほかの委員からももう少し増やした方が良いといった意見はないか。よろしいか。では、今までの意見によりその方向性を定め次回の分科会に諮ってほしい。意見がこれ以上ないようであれば、本日の協議内容をベースにしながら、次回の答申に向け分科会として集約した意見について承認を得ていく手続きとしたい。
事務局	それでは「(2) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。 資料 2 に基づき、事務局より説明 ・これまで分科会でご説明した内容の再確認 ・一人あたりコスト
山岸会長	ただ今の事務局の説明について、委員より質問・意見はあるか。 今年度の審議の内容を振り返ると、第 1 回目の分科会では前年度の論点の整理について事務局から説明を受け、委員から意見を受けた。その際の質疑応答中に持越しとなった資料について、今日説明を受けたところである。前回委員会の様子では、実際利用している委員から「料金について据置きにしてほしい」という意見があった。それに対し「料金については見直し、改定すべきである」といった意見はなかった。その様な状況であるが、まずは本日出席の委員方から資料 2 の内容について意見等が何かあればよろしくお願ひしたい。
南澤副会長	老人憩の家の身体障害者の利用率について、全体と健常者の利用率と併せて聞きたい。この間、自宅から近い石川老人憩の家で何となく話していたところ約 3 割位が身体障害者だと言っていた。
事務局	前回の資料の中の利用者の推移のグラフにあるが、令和 5 年度の身体障害者の利用率が全体の 23.7%であった。ただ、これは利用者全体の人数が減少していることもあり、過去を見ると大体 22.0%程度で今回 1.7%位増えている。通常は 22%程度身体障害者が利用しており、前回資料の平成 27 年度で

山岸会長	は身体障害者が 21.7%で、全体では 38,197 人が利用している。令和 5 年度は、身体障害者が 23.7%で、全体では 19,616 人であった。 続けて何か意見はあるか。昨年度から今年度まで答申内容の検討を継続していて、第 1 回、第 2 回分科会でのこれまでの説明で委員の意見の方向性を決めて行くよう考えなければいけないが、前年度の本分科会の意見について引継ぎまとめた前回の資料を読むと、一般利用については、福祉の観点から利用の据置きを妥当とする意見がある一方、コスト増や受益者負担の面から値上げはやむを得ないとする意見があったということで、値上げと据置きの意見が 2 つ分かれまとめられなかった。それから論点の 2 として、身体障害者と介護者の有料化についても、有料か無料の双方の意見があり、意見が分かれている状況である。これを踏まえ、今年度審議を継続しているが、今の説明によるとまず抑えなければならないのは「利用料金により老人憩の家の存続が決まるかというのは別の問題である」ということ、コスト計算に合わせ 250 円が高いのか、低いのかという見方をしているのではないと私は承知している。1 人当たりのコストについても、今日の説明にあるように利用者が増えれば 1 人当たりのコストは減るというような理論・理屈になっているところで、今後利用者が増えていけば 1 人当たりのコストは減り、現在の 250 円の料金に近づいてくるという理解で良いと思う。事務局は間違いないか。
事務局	その通りである。ただ、毎年どのくらい利用者数が増えるかにより単価が変わってくる。利用者数が多ければ多い程単価は下がるので、コストとすれば最盛期の様に 24 万人も利用するような時代が来れば、当然単価自体もコストも下がる。ただ、どの位増えるのか推測ができない状況ではある。
山岸会長	でも理屈としては、利用者が増えれば 1 人当たりのコストは下がるということでは良かったか。ただ上がるか分からないだけか。 それから、前年度の協議内容を振り返ると、老人憩の家利用者負担の値上げを求める理由として、施設の近隣に住む人が利用しやすく、遠くに住む人は利用できないのではないかという視点から、不平等・不公平感があり一部の人達だけの施設であるなら料金を上げたらどうかとの意見があった。しかし、これには資料で、車を利用して来ていて、近場の人だけではなくその周辺地域の人達も利用しているということが示された。 実は今日、再度以前の資料を見直したところ、老人憩の家は市内 9 か所あり市内に満遍なく東西南北に取り囲む様に配置されていて、分布を見て今車

南澤委員	での利用が多いとすると実はどこの地域の人も車を利用すればアクセスできるような所にあると思ったところである。そういう意味では、ある地域に限定され老人憩の家が利用されているようには見えない。何かその辺について意見等あるか。 偶然だが、前回の会議でも発言したが、老人憩の家の所長にコロナ禍が明け5類に下がったことから、カラオケの再開について依頼し、再開した。6月の最初の週から毎週土曜日に実施し、前回の土曜日が1番多かったと思う。最初は4人くらいでスタートし、5人・7人・10人と増え、7月13日の土曜日には11人を超えた。だから、私もほとんど毎週行き、利用に貢献しているのと思っている。同時に先程資料にあったが、健康麻雀等も復活し実施していけば良いと考えており所長に話してみたい。私が施設を利用し始めたのが62～63歳で15～17年前だが、当時は50か100円位でスタートした気がする。段々と上がり今250円になった。これでは、今の話のようにピークから減る一方であるが、できるだけ利用者数が増えるよう貢献したいし、先程の重度の身体障害者にも大勢利用してもらいたい。ついては、できるだけ負担は抑えてほしいというのが私の心情である。
山岸委員	今、南澤委員から据置きして欲しいという意見を受けた。 もう1つ確認しておきたいのが、この250円という料金が長野市内他施設に対しどの位なのかといった資料もあった。民間施設の一般的な金額に比べると250円という金額は、例えば公衆浴場銭湯の利用負担500円と比較すると半額程度ということで、民間の公衆浴場に比較し安い設定になっている。その一方、県内各市の福祉施設の浴場料という観点からの資料もあり、県内各市の施設の入浴料は平均185円である。高齢者の金額は、一般の利用者の半額や無料という施設もある。有料の施設8施設の平均は185円となっているので、それに比べると公共の福祉施設の入浴料金として250円は、高い設定となる。私がポイントとしているのは、そういうところだと考えている。 前年度の議論を踏まえた今年度に向けての議論のポイントとなるのは、この辺りであるかと思うが、委員方から老人憩の家の料金見直しについて据え置くのか、それとも改定し値上げするかについて意見をもらえればありがたい。委員方からは是非意見をよろしく願いたい。
戸谷委員	昨年、私は値上げをするという意見だったが、今回の資料を見て、今後後期高齢者の人口も増えていき、利用者も増えればコストが下がる。という話を聞き、個人的に老人憩の家の知名度がそこまで高くないと感じている。

	例えば年金を貰うタイミングでこのような施設があるというように、市として老人憩の家を知ってもらうためにどういうもので周知しているのか。たくさん利用してもらう為に市報に載せているなど色々あると思うが、どういう広報を考えているのか、今後、増えていくということであるが、どういうことをするから増えるのかということを示してもらえば、非常に納得しやすい。それならば据え置きでも良いのではないかと納得できると思う。
青木委員	今の意見に賛成だが、私の家の近くにも老人憩の家がある。やはり、家も近くいつも歩いて通っている人もいて、用事が無くても行ける場所で、そこにウォーキングしながら健康の為に行くとか、体操教室とか、またそれとは違う場所があるというのはとても大事である。今、カラオケの話なども聞き、「ここに行くとかこういう事ができる」という場所になっていることを、私自身も今まで良く知らなかった。もっとPRするということが大事である。市の広報とかで老人の日がある9月とか、「今月は、強化月間」というような何か良い日に合わせ皆でイベントをやるとか、そういう事を何かするとともに増えると感じた。
山岸会長	その通りである。先程も申し上げたとおり利用が増えれば1人当たりのコストが低くなり、それが施設の存続には直接的には関わらないと分かっている。人が減らないよう料金設定との乖離が少しでも小さくなるよう広報活動も非常に大切だと考える。事務局から何かあるか。
事務局	実際に周知活動とすると老人クラブ連合会の会報への掲載、また、老人憩の家の無料開放が9月に1日だけあり、そのときに件を広報等にも載せている。それ以外の周知については、各老人憩の家の指定管理者がチラシをなどで周知するようになっているので、委員のいうとおり全体的に周知をしている回数というのは少ないという状況ではある。その辺りについても今後検討して参りたい。
南澤委員	私の住む地域には有線放送があり、コロナ禍前までは有線で「春の桜祭りがあるから温泉に来て下さい」カラオケや催しがあるからと放送してもらっていた。来た人にだけチラシは出していたが、やはり有線などの放送で流してもらうことで気付き「よし行こうか」という気持ちになる。その辺りをもう1度、テコ入れしてもらえればコロナ禍も明けたし、良いのではないかと考える。よろしく願いたい。

山岸会長	コロナ禍が明け、少しでも利用者の回復をということで市も広報をきちんと打つようお願いしたい。そういうことは付帯条件するのか
事務局	分科会の意見として「周知・広報活動を充分に行う」というような文言で入れることは可能である。
手塚委員	今の件といえるか分からないが、前回の会議で1人当たりコストを出してほしいという意見があり、今回の数字が出た。前回の資料には、推計ではあるが好調に回復していけば、令和6年には12万、多ければ14万という数字も出している。この推移は、本当に良く監視をしていかなくてはいけないが、利用者数というのは、結局利用回数が多ければ上がる。そこで今日の資料では、物価高が直接要因かは分からないが、やはり利用回数が減っている。しかし、想像するにこの社会情勢や、物価高が影響しているというのであれば、やはり大きな要因であり社会情勢に応じ考え方を変えていくことはあるかもしれないが、とりあえずはこの大変な時期に値上げをしたところで、本来の目的である交流の場をどう維持していくかと考えた場合には、ここはやはり現状を見ていくということで据置きながら、また推計等もやはりある程度正確にきちんと見ていく。それと今のように様々なPRしていくことも大事、利用促進を目指すという意見を付けながら現状維持、据置きという事が妥当ではないかと考える。
山内委員	1点確認したい。資料シート2のコストの部分であるが、料金改定250円で155,466人が利用しているというところで見ると、-327万円位である。その数字は誰が負担しているということになるのか。
事務局	もちろん公共施設なので税金である。運営についても税金で賄っているもので市民にも負担してもらっている。
山内委員	そうすると令和5年に82,785人減っているという事は、-2,300万円位になるが、それを市民で負担することが妥当なのかという考え方をしなければならぬと思う。そうすると高齢者の健康増進についてはその通りなのだが、2,300万円も市税を投入することの妥当性という観点を無視し、健康増進の為に据置きが重要だというのは、少し短絡的だと私は思った。そこも考慮の上、物価高と利用者が15万人に増えるという具体的な可能性も加味すると、若干の値上げはせざるを得ないのではないかとというのが今回話を聞いた私の意見である。

山岸会長	この2,300万円の負担というのが、市税に対してということになると思う。 全体の税金に対し、福祉に関する税金かもしれないが。それに対する質問で、それが市民の税金から持ち出されているなら物価等の上昇もあるが据置きは好ましくないという意見だと思うが、それが大きいのか、小さいのかというのは測れるのか。
事務局	非常に難しいところである。まず税金についてはご存じの通り、住民からのもの、と国からの交付税などがあり、それにより公共施設を運営している。まずそこで税金が投入されているのは事実であるが、1シート目にも書いたとおり、こちらの施設は福祉の事業として設置している。つまり、コストを利用者に負担してもらい運営している事業ではないというのが1つある。先ほどの意見のとおり-2,300万円は税金で賄っているのは事実である。しかし、料金収入により独立採算で行っている施設ではない。老人福祉法にもある通り、日本を支えていただいた高齢者に敬意を表すると共に健康でいてもらう。簡単に言うと大病を患って介護保険を使う期間が長くないように、あるいは孤独でずっと家に閉じこもるようになってないように、健康で健やかな生活を送っていただくようにという目的を持った施設である。運営費には税金が掛かっているのは事実である。だが、先程も言った通り、福祉施設であり、生きがいを持ち出掛ける機会を与え集っていただく福祉のための施設であるということで、そういった部分で少し考え方が変わってくると考える。
山岸会長	しっかり意味は解った。福祉の施設であり、必要性に応じコストが発生する。その施設の必要性に応じるので、そのコストについては大きいのか、小さいかは委員それぞれであるという事だと考える。
山内委員	考え方としては充分理解している。そのうえで、確かに平成30年の入浴者数まで増えても、280円まで値上げをしないと当時まで戻らないので、30円を値上げし週3回利用しても600円にしかない。 その辺りを利用者に理解もらうのは、考え方としてあるのではないかと思います。
山岸会長	続けて何か意見はあるか。委員方から今まで意見をいただいているが、会の全体的な雰囲気としては前年度の意見を踏まえた上で事務局から多種多様な観点による資料を出してもらう中、多くの委員からは据置きといった方向性になってきていると私は判断する。その方向で次回の委員会にどのような方針が考えられるかという検討に移っていけるかと私は考えているが、無理

	をしたくないので、これに対しその辺りについてもう少し検討の必要があるなど、意見があればお願いしたい。もし、無いようであれば、どういう風に答申の案が考えられるか、次回の検討では先生方と具体案を考えていきたいと思うが意見はいかがか。
小山委員	前回までの議論と今見比べていて、少し方向性が変わったと思ったのが、以前は物価高にもなるからコストについてある程度応益負担で、皆もここで値上げをしても納得してもらえるのではないかという意見だった。しかし、今回は「どんなに赤字になっても潰れないからそういう心配はいらない。そこは気にしなくても良い。それよりもむしろここに来るのは風呂が目的というよりも、1つの交流をしているということに意義がある」ということにシフトしている。今回、新たに分かったという感じで、それであれば利用者にこんなに素晴らしい施設があるのだからもっとPRし、たくさんの人に使ってもらい、健康増進に持っていこうというように話は変わったのだと私は理解したがよろしかったか。
山岸会長	私の理解としては前回、受益者負担だから料金を上げるべきだという意見は、無かったと把握している。昨年度の前々回までには、これまでの議論に小山委員の意見があったのは確かである。今年度に入り、継続審議となった前回の今年度第1回目の審議では、現状把握し前回の議論のまとめがあり、それに対していくつか意見が出た中、副会長の発言だと思うが、利用者の立場からは据置きにして欲しいという意見があり、それに対し値上げが良いといった意見はなかったという理解である。
小山委員	利用者の推移を見て決めていこうという方向性も決まっていた。そこで今回この推移により、なるほど少し考え方が変わってきたということで良いですね。反対ではない。
山岸会長	では、料金を据置くということに対し強く反対する意見はないという方向性でまとめていって欲しいが、ただ、それにあたり、委員から老人憩いの家の広報、利用者を増やすということについては是非、市でも積極的に取り組んでいただきたいという意見があった。小山委員からもあったが、利用者数を増やさなければ、コスト計算により市民の税金からの持出しがあるということもあるので、是非それを条件として今回は据置く方向性で次回また資料を出してほしいと考えているが、委員方はその様な方向性でよろしいか。 (意見なし)

事務局	では、そのように宜しく願いたい。この件については協議を終了させていただく。議事進行に協力いただきありがとうございました。 7 その他 前回の分科会で青木委員より、質問のあった件について、「地域福祉活動計画策定にあわせた地域住民の声を拾うための取り組み方法」について、所管をしている市福祉政策課に確認したので、説明をさせていただく。 ・地域福祉活動計画に係る各地区の取り組みや計画の内容などを教えて欲しい。また、各地区との情報共有・連携を図る手段があれば教えて欲しい。 【事務局説明】 「地域福祉活動計画の内容や取り組み方法など」については、策定に直接関わっている〈長野市社会福祉協議会 地域福祉課〉で、取りまとめを行っているので地域福祉課に相談し、直接確認することが可能となっている。また、「地域福祉活動計画」策定の地区会議に、地域福祉課の担当職員が出席しており、他地区の取り組みなどを紹介している。また、「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を年に5回ほど開催し、「地域福祉活動計画」を含めた地域活動の情報交換の場を図っている。 ・幅広く地域住民の声を拾うために行っている各地区の取り組みや住民アンケートなどを教えて欲しい。 【事務局説明】 「地域福祉活動計画策定の幅広く地域住民の声を拾うための取り組み」については、「住民アンケート」を実施する地区もある。また、「アンケート」ではなく、日常的に地域住民との繋がりを持っている地区役員を委員会メンバーとし、住民の意見や考えに繋げている地区もある。それぞれの地区で、様々な手法を用い、住民の声を拾い、反映を行っているが、それぞれの地区の状況を詳しく知りたい場合は、長野市社協地域福祉課に相談してほしい。 ・今後の予定 第3回分科会 令和6年8月19日午後2時から の開催を予定している。 8 閉 会
-----	---